

ときしホームヘルパーステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人土岐市社会福祉協議会が開設するときしホームヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の訪問介護員等（介護福祉士又は介護保険法第7条第6項に規定する政令で定める者）が、要支援状態にある高齢者に対して適正な介護予防訪問介護サービスを提供し又は要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

(運営の方針)

第3条 事業所が提供するサービスは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。）、関係する政令、厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）のニーズを的確に捉え、個別に訪問介護計画等を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 事業所の従業者は、利用者等に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明しなければならない。
- 4 事業所の従業者は、適切な介護技術をもってサービスを提供するものとする。
- 5 事業所の従業者は、常に提供したサービスの質の管理及び評価を行う。
- 6 居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という。）が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供するものとする。
- 7 事業の実施にあたっては、土岐市及び地域の保健、医療、関係機関と綿密な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ときしホームヘルパーステーション
- (2) 所在地 土岐市下石町1060番地（土岐市総合福祉センター1階）

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らもサービスの提供

にあたるものとする。

(2) サービス提供責任者 2名

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防訪問介護又は訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画等を作成し、交付する。また、事業所に対する訪問介護の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

(3) 訪問介護員 17名

訪問介護員は、サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、訪問介護計画等に従い利用者に対し適切な介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までは相談に応じる。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、午前7時から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後10時までは相談に応じる。

(サービスの内容)

第7条 サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 身体介護 (入浴介助、排せつ介助、食事介助、体位変換等)
- (2) 生活援助 (調理、洗濯、掃除、買い物等)
- (3) 身体生活 (身体介護と生活援助を組み合わせた場合のサービス)

(サービスの利用料)

第8条 事業所が提供するサービスの利用料金は、「介護保険法に基づく指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(厚生労働省告示)」によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、基準の1割の額とする。

2 事業所が提供したサービスの利用料金の支払いは、当協議会発行の振込依頼書又は預金口座振替により指定期日までに受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、土岐市全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合、その他身体に変化が生じた場合は、速やかに主治医、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(苦情解決)

第11条 提供したサービスに関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する

ために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供したサービスに関し、法第 23 条の規定により土岐市が、また、法第 24 条の規定により厚生労働大臣、岐阜県知事又は土岐市長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及びその家族からの苦情に関して土岐市長が行う調査に協力するとともに、土岐市又は岐阜県知事及び土岐市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 12 条 事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
 - (2) 継続研修 年 1 回
- 2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 3 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該記録を整備した日から 5 年間保存する。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。（岐阜県指令高第 537 号の 871）

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。